

## 兵庫県 使用料・手数料条例の改正に基づき、下記使用料金を改正します。

※ すでに予約をされている方につきましても、令和7年4月1日以降に使用された場合は改定後のご使用料金となります。

事情ご賢察のうえ、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ●ご使用料金 令和7年3月31日まで

区 分	使用料	備 考	
着陸料	最大離陸重量6トン以下の航空機	1機1回の着陸につき1,020円	最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとします。
	最大離陸重量6トンを超える航空機	1機1回の着陸につき730円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり620円を加算した額	
停留料	最大離陸重量3トン以下の航空機	1機1回の停留につき850円	(1) 6時間以上停留する場合に24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間とします。)ごとに1回の停留として徴収します。 (2) 最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとします。
	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の航空機	1機1回の停留につき1,700円	
	最大離陸重量が6トンを超え23トン以下の航空機	1機1回の停留につき1,700円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり30円を加算した額	
	最大離陸重量が23トンを超える航空機	1機1回の停留につき2,230円に最大離陸重量が23トンを超える部分について1トン当たり90円を加算した額	
格納庫使用料	最大離陸重量3トン以下の航空機	1機1回の格納につき5,250円	(1) 6時間以上停留する場合に24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間とします。)ごとに1回の停留として徴収します。 (2) 最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとします。 ※長期間の利用(1ヶ月以上)の場合は、申請により左記金額の50%を減免いたします。
	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の航空機	1機1回の格納につき6,100円	
	最大離陸重量が6トンを超え13トン以下の航空機	1機1回の格納につき6,100円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり30円を加算した額	

### ●ご使用料金 令和7年4月1日以降

区 分	使用料	備 考	
着陸料	最大離陸重量6トン以下の航空機	1機1回の着陸につき <b>1,120円</b>	最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとします。
	最大離陸重量6トンを超える航空機	1機1回の着陸につき <b>800円</b> に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり <b>680円</b> を加算した額	
停留料	最大離陸重量3トン以下の航空機	1機1回の停留につき <b>940円</b>	(1) 6時間以上停留する場合に24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間とします。)ごとに1回の停留として徴収します。 (2) 最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとします。
	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の航空機	1機1回の停留につき <b>1,870円</b>	
	最大離陸重量が6トンを超え23トン以下の航空機	1機1回の停留につき <b>1,870円</b> に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり30円を加算した額	
	最大離陸重量が23トンを超える航空機	1機1回の停留につき <b>2,450円</b> に最大離陸重量が23トンを超える部分について1トン当たり <b>100円</b> を加算した額	
格納庫使用料	最大離陸重量3トン以下の航空機	1機1回の格納につき <b>5,780円</b>	(1) 6時間以上停留する場合に24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間とします。)ごとに1回の停留として徴収します。 (2) 最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとします。 ※長期間の利用(1ヶ月以上)の場合は、申請により左記金額の50%を減免いたします。
	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の航空機	1機1回の格納につき <b>6,710円</b>	
	最大離陸重量が6トンを超え13トン以下の航空機	1機1回の格納につき <b>6,710円</b> に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり30円を加算した額	